

第一次松方内閣の瓦解（下）

佐々木

隆

## The Collapse of the Second Matsukata Cabinet (Part 2)

---

In August 1897, an effort was made to combine into a single political entity the three pro-government factions (*Giin Kurabu*, *Shin Jiyūtō* and *Kokumin Kurabu*). It was said that the underlying motive was to include also the *Jitsugyō Dōshi Kurabu* and unaffiliated Diet members to create a political force that would be a numerical match for the combined numbers of the *Shimpotō* and *Jiyūtō*. The leaders who were behind this effort were purported to be Army Minister Takashima Tomonosuke and Home Minister Kabayama Sukenori. However, the conflicts that existed among the various factions as well as the presence of Diet members who, from their *chōzenshugi* position, disdained relations with the government, resulted in a mere 43 participants in the *Kōdkai*, the anti-established party alliance, that had been formed on October 16, 1897 for this purpose. Moreover, insufficient government inducements led to the *Kōdkai's* estrangement from the government on the eve of the Diet's eleventh session.

On December 14, Army Minister Takashima proposed at a cabinet meeting that the government tide over the forthcoming session by having Saigō Jūdō in the prime minister's post and incumbent Prime Minister, concurrently Finance Minister Matsukata as finance minister. Takashima, to ensure the success of his proposal maneuvered also to get the *Jiyūtō's* support. He assured the other cabinet members that Matsukata had agreed to his proposal. Most of the other cabinet members, however, opposed Takashima's proposal. Matsukata, who had not attended, later made clear that he had not given his approval.

In this manner, the Matsukata government, after the dissolution of its coalition with the *Shimpotō* also failed in its effort to form a new coalition that included the *Kokumin Kyōkai* and the *Jiyūtō*, and saw the *Kōdkai* reject it as well. Matsukata for a moment considered the possibility of dissolving the House of Representatives as a way to surmount the crisis, but at the moment of the Cabinet's vote on this matter, he began to have second thoughts. Matsukata had revealed to Communications Minister Nomura (Yasushi) that Emperor Meiji had privately requested that Prime Minister Matsukata's resignation would follow the resignations of Army Minister Takashima and Home Minister Kabayama.

On December 25, the Matsukata Cabinet ordered the dissolution of the House of Representatives at the same time that a non-confidence vote against it had been introduced in the House of Representatives. Immediately after this, the Cabinet resigned.

## 第一章 松方政権の崩壊

### 第一節 政府系会派再編問題

#### 1

明治三十年秋、松方政権と与党・進歩党との間で緊張が高まる中、政府系会派再編の動きも俄かに加速しつつあった。当時、進歩党以外で政府支持の会派としては議員俱楽部（二二名）、国民俱楽部（八名）、新自由党（一二名）があり、実業同志俱楽部（二三一名）や東北同盟会（四名）が政府寄りとも見られる立場をとっていた。自由党（八二名）は野党であり、国民協会（二五名）も野党に近い存在であった。<sup>(1)</sup>

このうち、議員俱楽部は自由党的新井章吾に近い議員と、旧大手俱楽部員で進歩党結成に参加しなかつた議員を中心とするもので、新井の関係で高嶋鞆之助と連絡があるものと見られていた。部内には蒲生仙・河島醇のように鹿児島県選出の有力議員がおり、この点でも薩摩閥・松方政権との関係が取沙汰された。

次に国民俱楽部は第十議会において、国民協会が「自由党と提携して現政府反抗の地に立つの約成りしもの、如く巷説紛々として遂に七名の脱会者を生じた結果として発足したもので、成立の経緯から見て親松方政権と信ぜられ

ていた。熊本国権党系代議士七名が連名で熊本県同志諸彦に発した書状は「脱会者が胸襟を開き矯正の策を執らず忽然此挙に出づるは又余輩の取らざる所なり」と彼らを非難しており、その離党は政府の工作によるものとの判断を強く滲ませている。

一方、新自由党は樺山内相が「いろいろ手を廻はして工作にとりかゝつて自由党内の不平組に呼びかけ、栃木の田村甚之助外七名ばかり引き抜くことに成功した。台湾時代からの秘書官であつた大久保利武、樺山資英の二人が大いに活躍したときいている」というもので、第十議会劈頭に樺山内相の多数派工作によつて生れたとされる。新自由党が正式に組織されたのは明治三十年一月二十八日だが、同党に参加した重野謙次郎、田村順之助らは年頭の休会期間に相次いで離党届・会派変更届を出している。自由党では彼らは政府の買収工作によつて脱党したものと考え、「党報」第一二五号の党論「政界縦断の大勢」は「所謂る非立憲的の集合たる現松方内閣の一派は、近日に至りて殆ど極端なる非立憲的の行動を窮め以て第十議会の形勢を挽回せんことに汲々たり。乃ち不義の財貨を散して敗徳の代議士を買収するの一事、最も然りと為す」とする一方、彼ら自身の進退について「議員の身は我が身にして我が身にあらず、其撰挙区の代表者也、故に脱党の如きに至りては一先づ撰挙区に計りて徐に之を為さるべからず、脱党して而後其理由を撰挙区に報告するのみとは、前後矛盾不埒無礼極る。況んやその報告も虚構捏造の加減乗除のみなるをや。爰ぞ矧んや財利のため变節したる痕跡の顯彰著明なるをや。撰挙区人決して此の变節を許さず」と、黄白の誘惑に負けた有権者・支持者を裏切った背徳漢と攻撃している。そして、有権者・支持者に対しても「变節議員を出しながら沈黙して其辱を雪かざるものあらんや。柳も变節議員の末路は遂に如何」と、抗議行動を起して背徳議員を葬り去るよう求めた。実際、重野謙次郎や杉村寛正の地元では議員に対する抗議活動が行なわれている。

また、明治三十年二月十五日には、自由党東北派の重鎮として知られた河野広中が離党届を出し、二十一日の代議

士総会で了承されている。河野は選挙区民（福島三区）に対し宣言書を発し「吾党が曩に伊藤内閣との提携を失敗なりとし、今よりして後翻然其方針を改め、相共に元勲功臣と与にするを欲せざる者」との意向を明らかにしていた。自由党「党報」<sup>(8)</sup>は「敢て伊藤内閣と提携するの挙を贅襄せしは果して何人なり乎、銳意熱心、此の挙を参画せしは實に河野広中其人なり」と、河野の行動と論理に一貫性が無いことを非難し、一方で「同氏は去る一月中実は武者伝二郎氏の紹介によりて樺山内務大臣に兩度面会せし挙動」があつたことを示して政府との内通を疑つた。平島松尾、吉田正雄、愛沢寧堅の三名が追随して脱党し、五月二十日には東北同盟会が結成されている。

## 2

このように議員俱楽部、国民俱楽部、新自由党は本来、松方政権の議会対策活動の副産物として誕生したことから、早くから三派の合同乃至は統一会派化が取沙汰されていた。ただ三派は政府支持派という点では共通していくも、党派としての系譜、政府との人的関係、政治思想・理念を異にしており、一本化は容易ではなかつた。この問題については「万朝報」が一貫して関心を寄せているが、その八月十七日号の雑報「新政党組織の計画」は伝えて曰く、

第十議会の当時政府買収の下に生れたる新自由党、議員俱楽部、国民俱楽部の三者は過日來合同して一大政党を組織し自由・進歩の両党と相対峙せんとの議ありしが、此議近頃に至り各派の重なる人々の間に纏まりしものと見え、明十八日、在京の蒲生、綾井、堤、南野、江橋、新井等都合十四五名某所に会合して愈よ此議を決定せし上、手を分ちて各所属の代議士連に同盟を促し、第十一議会開会前に是非結党式を挙ぐる筈なるが、尚ほ実業俱

樂部並に無所属議員の内にも暗々氣脈を通じ居る者もあれば、少なくも五六十名の党員を得べき見込なりと。而して新政党の本領とする所は飽迄軍備の拡張を期し、軍備縮少論には絶対的反対を試むるにあり。

蒲生仙、綾井武夫、南野道親、江橋厚、新井章吾は議員俱樂部、堤猷久は国民俱樂部の所属である。右の記事に拠ると、新党は自由党・進歩党・国民協会の三大政党に属しない議員を糾合し、軍備拡大問題で政府を援けようとする構想だつたことが知られる。

こうして政府系会派再編問題が動き出したが、先にも触れたように各派の統合はさほど容易なことではなかつた。<sup>(10)</sup>『万朝報』八月二十一日号の統報は左の如く伝える。

抑も此計画の根拠は高嶋の配下三名の者が其内命を受け画策せしものにて、軍備拡張の提燈を持たすると共に進歩党の跋扈を抑へ大隈の勢力を挫がんとの魂胆なるが、最初は三派の交渉直に纏まるべき模様ありしも、中には内実は兎に角、苟も公党として起たんには一定の主義方針なかるべからず、一時の問題に就て離合するならば別に政党とする必要なしとの議を唱ふる者もありて相談未だ纏らざるも、三派合同の上、高嶋の手足となりて働く丈けは何れにしても決定するならんといふ。

共同行動の必要性は認めても、新政党として一本化するとなると異論は抑え難かつたのである。

さて、三派合同計画の原動力とされているのが高嶋陸相だが、その高嶋の役割について『万朝報』は次のように報じている。

(11) 〔1〕

高嶋は今や第十議会に於て自から買収せる議員俱楽部の二十四名を中堅とし、国民俱楽部の九名、新自由党の十三名を両翼として、其他実業無所属派の幾名を侵蝕せん計画にて、昨今頗りに其乾児を指揮しつゝある事は既に報ぜし如くなるが、元来国民俱楽部並に新自由党は樺山の手に成立したる者なるも、樺山は例の無愛嬌の性質とて爾後是等の議員に打解けて面会すらせぬ位の有様なるに、高嶋は礼を厚うし辞を卑うして之を招くにぞ、今は何れも樺山の手を離れて高島の手に合したる姿あり。加ふるに実業団体、無所属派の中にも暗に高嶋と懇意を通ずる者あるに至り、議員操縦の上に於ける高嶋の勢力は漸く大隈を凌ぐ有様となれり。

右のように、政府系各派のプロデューサーは漸次高嶋に一本化されつつあつたとされる。因みに明治末期一大正期の政治評論家鵜崎鷺城（熊吉）は「薩閥論」<sup>(12)</sup>の中で、

当時専ら議員を操縦したのは高島で、薩派議員は大抵彼の差圖の下に動いた。進歩党と絶縁後も自由党を軟化して味方たらしむべくいろいろ誘惑を試み、議員中小遣錢貰ひに彼の裏門潜りをするものが多かつた。進歩党にも手先になつて党内を攪乱するものがあつた。彼が政府に立つた間は相当政府の金を使ひ何程か自分の金も散じ、人もチヤホヤいひ、高島の名は一種の権威を以て政界に響き、一頃の桂に比すべき勢ひで必ず天下を取るものと思ひ、又た本人も其考へであつたらしいが、さう行かなんだのは徐ろに勢力を蓄積するといふ隱忍持重の精神を缺き、力を極度に乱用したからである。〔略〕拓殖務大臣時代に新井章吾を北海道局長に任じたり、いろいろ怪しげな人間を近けて私恩を賣り、豪快な親分的の気分を示したが、事の好い悪いは別として、一杯の飯も人に食すのを惜しがる他の薩摩人の為し得る芸でない。

と述べている。十五年後の叙述ではあるが、第二次松方内閣当時の高嶋の活躍を知ることが出来よう。そして、この時期の政治的成果の如何は、子爵級実力者である高嶋にとって元勳級指導者へと上昇する好機でもあったのである。

## 3

三派合同の動きは秋口に入るころから現実のものとなつた。「万朝報」八月二十九日号<sup>(13)</sup>は「田村〔順之助＝新自由党〕、

堤、江橋、植田〔理太郎＝議員俱楽部〕等発起人となり来る九月一日芝紅葉館に於て新自由党、中立議員俱楽部、国民

俱楽部の三派は各議員及び各派の有志者を会して第十一議会の諸問題に対し一致の運動を為す事を協議する由」と伝

え、九月三日号<sup>(14)</sup>は「高嶋策士が大隈及進歩党の頭を抑へんとして其直参の乾児植田・蒲生・江橋・南野の徒を驅り、

議員・国民両俱楽部及新自由党の三派を合同し一政党を組織せんと焦心苦慮せる結果其議稍熟して遂に別項に記する

一昨日の三派懇親会とまで漕ぎ着けしも、今其裏面に立入りて当日会合の模様を観察するに、進歩・自由両党の外に

別に一旗幟を翻さんとする以上は是非共主義綱領を定むるの必要あり、一時の時事問題に就て離合する団体ならば免

も角も主義綱領なき政党には断然加盟し得ずとの説あり。綾井、末吉〔忠晴＝議員俱楽部〕等主として此説を唱へたる

結果政党的三派の合同は目下の処遂に成立すべからざる模様あり」と報じている。三派中には綾井武夫・末吉忠晴などのように恒久的な本格政党を目指すものもあつて容易に合同を実現することは出来なかつたのである。綾井はかつて第一議会直前に自由党の一部と政府系議員にまたがる国民自由党の組織を企てたが、少数しか集まらず失敗したこ

とがある。<sup>(15)</sup>

しかし高嶋は「何とかして自」統率の下に進歩党の向ふを張るべき一政党を組織せんとの希望より頻りに合同反対

者を勧誘中なるも、議員俱楽部の多数は到底高嶋薬籠中の者たらざるべく、中には却て三派合同の成らざるを幸ひとし別に一政党を組織せん旨論見なりと云へり」ということで、高嶋の尽力にも拘わらず三派の統合は容易でなかつた。現実に九月一日の三派合同懇親会は「当日の来会者は僅に十七八名に過ぎず、只だ鯨飲馬食を事として退散を告げたるよし。而して一説には三派合同して十一議会に対する運動を為す事丈は同会合にて決議したりと云へり」と、将来に向つて特にまとまつた見通しが得られたわけではなかつた。

このように三派合同の動きは実体化したもののは遅々として進まなかつたが、その一方では進歩党内の不満分子を三派に糾合しようとする動きも伏在していた。

三派合同の議は其結果何となく思はしからず、然るに一方には進歩党中金尾〔稜威〕、大竹〔賁〕、竹内〔正志〕等の一派機に乗じて脱党せんとする者あり、陰に鈴木〔重遠〕、田口〔卯吉〕等と氣脈を通じ居り、綾井、末吉等亦た之れに同情を表し三者の間漸く交渉頻繁ならんとする傾向あれば議会開会前或は政論の一隅突如として一大政党の樹立を見るやも知るべからずとなり。因に記す、過日來河野一派と鈴木重遠等との提携に就き奔走せる者ありしも河野〔広中〕は言を左右に托して「これに応ぜざりしといふ。又進歩党中嶋田一派にも交渉せしに、同派は未だ公然賛成するには至らざれども他日或は相合するやも知ずといふ。

かつては大隈重信の下、鉄壁の団結を誇っていた改進党だが、様々な分子を糾合して進歩党へと拡大するうちに、党内は一様ではなくなつて來ていたのである。また、進歩党の不満分子をも加えた新政党が構想し得たことは、自由・進歩の二大政党に対抗し得る親政府党が算術的には結集可能であることを示す一方、實際に出来る新政党が政府支持

党ではない」ともあり得る可能性を示すものでもあった。事実、この後に成立した公同会の行動は政府の期待とは反するものになつてしまふのである。因みに「万朝報」九月九日号には「政府直參党的某々等は過日來財政整理と選挙法改正の一問題に就き同志の一團体を作らんと田口卯吉、鈴木重遠、河野広中等に説く所あり。尚ほ進歩黨中の不平連なる柴四朗、大竹貴一、金尾稜巖等にも交渉する所ありしが、何分各派の意見区々にして容易に纏るべき見込なければ右の計画は一時見合せとなるべしといふ」と見えるが、財政整理・選挙法改正の両問題は寧ろ進歩黨の政策と共に通するところの多いものであった。後述のように、公同会は一時進歩党との提携交渉を試みるのである。

## 4

一時は暗礁に乗り上げた観のあつた三派合同計画が再び動き出したのは九月末のことである。「万朝報」十月一日号は「公同会の設立（三派解散の決議）」と題する雑報を載せ左の如く述べている。

権伯直参との聞えある新自由党、中立議員俱楽部、国民俱楽部の三派合同して政務調査を為す趣は過日記したるが、追々十一議会の近づくと共に益す各派の一一致を鞏固ならしむる必要あるに、今日の如く各々三十名に満たざる議員を有しつゝ互に派を分ち居るは議会の運動上に不都合ならんとの議あり、過日來新自由の重野、田村、中立の綾井、南野、国民の堤、佐々木〔正藏〕等數回協議する所あり、愈よ一昨日に至り新橋の花月に会合し「各派を解散し公同会なるものを設置する事」を決議して退散したるが、同会創立の上は都合五十二名の議員を得る次第にて漸次其歩を進めて一政党を組織する計画なりと。

結局は小党分立のままでは政治的影響力を行使し得ないという現実が決めて手となつて合同計画が再浮上したのだが、最初は院内統一派作りから入つて、然る後に本格政党の組織へと移る心算だったものようである。『時事新報』十月六日号は「合併の団体は非政社組織として其名を公同会と称し、既に規約の草案も脱稿したれば今六日午後花月楼に於て発起会を開き右規約と並に時事問題教件を協議する筈なり」と伝える。政府系議員・温和派議員の中には政党的持つ私党性・党派性を嫌う者が少なくなく、これらの議員を糾合しようとするとき、政社組織とするか非政社組織とするかは初期議会以来の深刻な問題であった。<sup>(21)</sup> 脱落を防ぎ数を揃えようとすれば非政社組織を選ぶしかないが、非政社組織では一体性・有機性に問題が多く、有時に際して役に立たないとの難点があった。さりとて政社組織を選べば党派性を嫌う議員の目減りは避けられず、数を揃えるという点に障害があつた。

こうして十月六日、新橋花月で発起会が催され、公同会が発足した。所属議員は当初五十二名と目算されていたが、『時事新報』<sup>(22)</sup> 十月九日号は「今後上京すべき代議士を合すれば三派にて都合四十九名あるも多少の出入あるべきに付、会員たるものは先づ四十名乃至五十名の間なるべしといふ」と報じ、「議会制度百年史・院内会派編 衆議院の部」は四十三名とする。『議会制度百年史』に拠つて初期構成員の旧会派別内訳を見れば議員俱楽部一八、新自由党一二、国民俱楽部七、無所属五、実業同志俱楽部一となつており、議員俱楽部から若干の脱落が出ている。また、呼応が期待されていた実業同志俱楽部からは木村誓太郎が参加しただけである。三派合同によつて衆議院議席数の七分の一に当る第三党が出来たが、これはかつての大成会、中央交渉会（中央交渉部）、国民協会の発足時の議席数に及ばない。無所属議員の参加は議員俱楽部の目減りで相殺され、算術的に見れば三派合同は文字通り三派合同分の議席に止つたのである。これに対し「九十一名の代議士を有する進歩党に対し勢力を争ふは中々に容易ならずとて昨今同志を自由党、国民協会、実業団体等に求め居る事なるが、小坂善之助、千葉胤昌、倉嶋松男等の一派は已に加盟を承諾し、

尚ほ河野広中の率ゆる東北同盟会派も都合に由りては合同すべき見込ありと云へり」と、さらなる大合同が期待された。しかし、第一議会以来度々試みられた非自由・非改進勢力の総結集が一度も成功しなかつたことを見ても容易に想像がつくように、期待すること自体は易しくとも実現は難事であった。<sup>(24)</sup>

## 5

さて、公同会は十月六日の設立総会で幹事に広瀬貞文、江橋厚を選び、評議員に堤歎久、佐々木正蔵、大島信、田村順之助、重野謙次郎、中村克昌、植田理太郎、綾井武夫、南野道親を選んだ。ここで決定された公同会の設立趣旨は次のようなものである。

本会は責任内閣の実を挙げ内政改革、外政刷新、財政整理、実業の暢達を目的とす。今や帝国は戦後の經營に急なり。而して戦後の經營は此綱挙り始て之を全ふするを得べし。故に本会は屹然自立、政府たると何党何派たるを問はず意見の合するものを賛成し合せざるものは排斥し、終始此本旨に遵ひ進退を共にし誓て其職任を尽すを期す。

この趣旨の後段では、公同会は政策本位・国益本位に行動し、政府であるが故に、または特定の政党であるが故に賛成したり反対することは無いという、衆議院における超然主義の論理が述べられている。これは大成会、中央交渉会、国民協会にも共通する論理であるが、前者二つと比べ是々非々主義、党派性排除がより明快に打ち出されている。そ

して注目すべきことは公同会の目的の中に財政整理が盛り込まれたことである。財政整理は進歩党の持論であり、第一次松方内閣の発足に際して結ばれた政策協定にも進歩党の要求によつて採り入れられたものである。

また、公同会の発足に際して、議員俱楽部、新自由党、国民俱楽部の三派を解消し、一つの政党に統合しようとの声もあつたが、結局は「在来既成の三派を解散せんとの議ありしも、時機尚早の説多數にて暫らく之を存置すること、為」<sup>(25)</sup>つてゐる。つまり公同会は三派が引き続き存続する中で、三派の大多数（新自由党・国民俱楽部は全員）とその他の同志議員を擁する院内会派という形をとつてゐたのである。これは第二議会の前に設立された協同俱楽部に、大成会を存置したまま大成会員が加入していいたケースと酷似している。

三派が公同会の設立後もなお存置されたことは、各派の間になお相互不信が残り、会派のあり方や政治的目標についての段差があつたことを想わせる。実際、第十一議会の直前、新自由党所属の議員は大部分が公同会を離れ、新井章吾ら三名の議員俱楽部所属の議員も公同会を去るのである。

ところで、公同会の趣旨書に財政整理と党派性の排除が謳われていたことは早速、識者の注目するところとなつた。十月九日の『時事新報』は、三派は松方政権が「戦後の経営行政刷新の実を擧げんことを信じ以て今日に至るまで暫らく現内閣の事業の擧げるを待ちたるものに外ならず。故に第十一議会の開会後に至りても猶ほ依然行政刷新の実を擧ぐること能はざるを認めんか、最早現内閣を以て共に事を為すに足らざるものとなし、断然現内閣攻撃の位地に立ち会の趣旨にも示す如く党の何たるを問はず相提携して事を成さんとするにあり」と、公同会は政府の出方によつては野党たり得ることを述べている。「時事」はその理由として「当路の有司は常に事を進歩党に謀り三派の如きは措て問はざるの觀あり。人才登庸とても表面は數に於て左迄の相違なきも其登庸せらるものと其關係せる党派の親疎彼此非常の差違あり」と、三派が進歩党と比べて軽く扱われていることへの不満が鬱積していることを指摘する。

そして公同会内には「果して我党が一般に認めらるゝ如き盲従党なるや否やを知らしめ現内閣殊に大隈伯并に進歩党に対し一泡吹かせんとの意氣込にて、要するに不平に固まりし感情の上より成立ちしものなり」と、忿憤が臨界値に近づいていることを述べている。しかし『時事』は同時に、公同会の多様性に鑑み「今日の意氣込は兎も角従来の関係上現内閣の死活に関する問題に就て果して断然たる処置を採り得べきや。殊に公同会中の分子にも種々の差異あり、実際の場合に臨めば折角成立ちしものが忽ちにして分裂し去るの惧なきや甚だ疑はしといへり」と、反政府への転換は分裂を招くことになりかねないとして疑問を呈している。<sup>(25)</sup>

これとは別の立場から、公同会に関心を示したのが進歩党である。進歩党は「世人或は公同会が我が進歩党と対抗せんがために組織せられたりと言ふ。吾人未だ其の美否を知らず」と、暗に公同会が必ずしも純政府党でないことに期待を示し、更には「苟くも其の主義を同くし、操守を共にするものあらば、誠に公同会が自から宣言するごとく政府たると何党何派たるとを問はず相携え相援くるに各ならざるべし」と述べ、公同会との提携の可能性に言及した。このころ進歩党は徐々に松方政権との手切れの肚を固めつつあつたので、公同会への食指は政権離脱後のこととも念頭に置いていたと考えられる。

## 6

公同会と進歩党との提携交渉が始まつたのは公同会の成立直後のことである。『時事新報』十月十一日号は「政府に向つて督励を促すべき政綱即ち行政の革新、財政の整理、実業の奨励、台灣行政の刷新、人材の登用等にして政府が此等の問題を実行せざるに於ては相提携して断然処決すべし」との申し入れが公同会から行なわれ、進歩党側は

<sup>(25)</sup>

常議員会に諮ったところ、公同会の獵官運動に利用されかねないとの異論は出たものの「大多数は早晚欺むかる、までも仮りに主義を同うする者を容るゝは至当の処置なりと論じ結局交渉事件の全部に同意すること」となつたという。この後、両派の提携交渉は断続的に行なわれ、十月二十三日には鳩山和夫邸で会合が持たれた。「万朝報」十月二十四日号に曰く、

進歩党の策士連は昨日午後五時より重なる公同会員と鳩山邸に会合し政府脅迫運動に就き提携交渉を為したるが、公同会員の多数も亦た若し政府にして伴食退治、行政整理（人材倒用の意味にて）の一箇条を容るゝに於ては増税を賛成すべしとの意見を抱き居れば、或は両派提携して運動する事となるやも知れずと。

「伴食退治」とは反進歩党的な長州閥系閣僚の放逐を意味する。また「人材倒用」とは松方政権の行なつた与党系人士の高級官僚・地方長官への登用を「万朝報」が批判的に報じた語呂合せである。このころ進歩党は松方政権における主導権を掌握すべく政治的圧力を強化していたが、公同会にもこれに相呼応する動きが認められたことが窺われる。十月二十三日、既述の通り進歩党は松方首相に四ヶ条要求を手交したが、公同会でもこれにどの様に対処すべきかが検討された。その結果、公同会は「該提議は暈竟一種の脅迫にて其裏面は大石を農相に鳩山を法相に推さんとする獵官の目的に過ぎず。政府は之れを拒絶するを至当とすれば此際我会は委員をして此旨を政府に忠告せしむべし」との方向に固まつた。しかし、その一方で政府提出法案としての登場が必至と見られる地租増徴案については「政府にして監獄費国庫支弁を断行し更に国道修繕費を国庫支弁とし其他山林局、鉱山局等を廃して之を地方庁に移し且つ大に局課の廢止を為し高等官の給料を減ずる等の事を為さば地租増徴に賛成すべき旨」を決し、かなり厳しい条件を附

している。これらの決議は一十七日夜、佐々木正蔵・綾井武夫・堤猷久の三名によつて松方首相に伝えられた。<sup>(30)</sup>

こうした経過について『進歩党党報』第一三号(十一月一日付発行)は、<sup>(31)</sup>

果然、公同会は我が進歩党と対抗せんが為めに生れたるものにあらず、却て同会の在京代議士は協議の上、二二三条件を具して相与に行動する所あらんことを進歩党に交渉し来れり。〔略〕先づ総務委員をして更に詳細の交渉を為さしむることに決し、彼我交渉中、異議公同会の中に起り、且斯る大事を目下の在京代議士のみにて決行するも早計なりとの論を為すものあり、為めに公同会は暫らく其の交渉を中止せんことを進歩党に通し来りたるを以て進歩党は之を黙諾して一時其の為す所に任せんとするに至りたるなり。之を要するに公同会と進歩党との關係は斯のごとく明々白々にして寧ろ親近に傾けるも、其の提携の交渉は目下中止に属すと知るへし。

進歩党は、公同会側の提携の動きは必ずしも会内の大多数を代表するものでなかつたため交渉が中断の止む無きに至つたことを認める一方、なお公同会が友好的な会派であることに期待を寄せていたのである。

## 7

十一月上旬に松方政権と進歩党の提携が解消したことは、公同会に唯一与党としての有利な立場をもたらすもののようにも思われた。「進歩党の後釜に据わらんとの大願成就は最早疑なし」とて、昨今会員等の喜悦一方ならずと。定めて知事や参事官乃至局長に任せられて、意氣揚々たる態を夢見る者もあるべし」という情況が到来したかに見えた

のである。

一旦は進歩党と結んで自主路線を執る方向に傾いたかに思われた公同会は、ここでまた与党路線に回帰したかに見えたのだが、それもまた長続きしなかつた。それは間もなく「政府は此際両三名を除く外同会員を倒用せざる方針なり」<sup>(33)</sup>との情報が政府から洩れ始めたからである。曰く、

公同会は進歩党が政府と提携を絶ちたるを好機とし、御味方党となりて思ふ存分獄官の目的を達せんとし、過日來種々柄にもなき要求を試むるも、既に記したる如く政府は予て同会に人物なきを看破し居る事とて容易に相談に乗るべき模様なきより、非常に失望せる会員もあり、昨今直従非直従の両派に分れんとする形勢あれば、到底永続の見込なしと報ずる者あり。<sup>(34)</sup>

政府のために尽力している割には代償が少なく、さりとて政府との対決にも踏み切れないというのはかつての中央交渉会と同様のパターンである。<sup>(35)</sup>

公同会が大臣選定等に関する閣臣の処置を憤り、内閣に反対の態度を執らんとする模様ある由は既に報じたるが、尚ほ聞く所に拠れば同会の重野、田村、西村等は予てより任官の内約あるも未だ其目的を果すに由なく、且つ今回の大臣選定一條すらありて、到底提携（寧ろ直従）の実を挙ぐる能はざれば、断然去就を決すべしとの議を唱へ、昨日評議員会を事務所に開き、「政府の現状前途提携の見込なきを以て此際断然たる処置を施すに非ざれば以後其提携を絶べし」との事を決議し最後の要求を政府に試むる都合となりたるが、是れも実は一種の脅迫に

て、其背後には市内電気鉄道認可に対する催促の如き魂胆も埋伏し居るとの説あり。<sup>(36)</sup>

閣僚人選の不満とは、大隈外相兼農商相の退閣に伴う内閣改造の際、品川農商相—星外相が実現しなかつたことを指す。公同会内にはかつての品川内相時代にその庇護を受けた者もあり、また新自由党系議員の間には星を事実上の党首として戴こうとする動きもあった。

こうして公同会内には松方政権に対する失望感が拡がり、再び独自路線を模索する動きが強まっていたが、右の記事にも見るよう、それは多分に政府に対するブラフであり、特遇を誘出するための手段の意味合があった。かと言つて政府が今以上に公同会を優遇する保証があるわけでもなく、会内は政府に対する態度の決定をめぐって揺れ続けた。

公同会は過日重野謙次郎等獵官希望の達せざるより断然提携を絶つべしとの議を提起せしも、綾井武夫等は真に提携を絶つならば兎も角も、絶つが如く絶たざるが如くするならば、寧ろ決議を見合すが得策なりと主張し、又た広瀬貞文等は自由党的向背如何を見たる後に去就を決すべしと唱へ、未だ孰とも確定せざれど、全会を挙ん政府墓籠中の物と為すは、最早望なきに似たり。<sup>(37)</sup>

このように公同会内は三つに割れて容易に收拾のつかない状態であったが、いづれにせよ記事にもあるように、公同会が一丸となつて政府を支えることは既に望み難い状態となつていたのである。斯かる有様では、かねてから懸案となつていた公同会の政社化、三派の解消は望むべくもなく、「公同会は議会前に政社組織と為す筈なりしも今少し地盤を堅むる必要あり、当分其手続を為さずと云へり」（「公同会の政社組織」、「万朝報」三十年十一月二十日号）というのも

無理からぬことであった。

そして第十一回帝国議会の開院が近づくと前途に見通しを失った公同会の分裂が公然と囁かれるようになつた。  
『万朝報』<sup>(38)</sup>十一月二十七日号は「薩派直參と目せらるゝ公同会も、近頃は案外閣臣の信用を失し、其建築する所一も採用されざる有様にて、権伯の如きは屢々同会員に門前払を喰はす底の始末のみならず、各選挙区民は行政整理の見込も附かぬに増税に賛成するは不都合なりとて、反省を促し来るもの多きより、関東々北に籍を置く新自由党の一派は、来月十日の大会を期し断然分離する決心なりと報ずる者あり」と伝える。

十二月一日、公同会在京議員は臨時総会を開き、大会期日と对政府方針を協議した。席上、進歩・自由・国民の三派が既に反政府と決しているのに公同会のみが与党であり続けるのは、予想される総選挙に不利として「過般政府に請求せし諸条件に就き、政府は果して之を容るゝの意あるや否を確かめ、愈よ採用の望なきに於ては、断然反対すべし」との提案が出されたが、結局は「種々幾多の議論紛糾として帰着する所を知らざる有様」に終り、結論が出なかつた。しかし「大勢は到底眞の薩派直參を除く外は反対の態度を執るにありて、結局分裂を免れざる模様なり」と、公同会の危機はいよいよ深刻化したのである。<sup>(39)</sup>公同会においては「政府は中立派の柏田、蒲生等を倒用せし外他の二派よりは一人も倒用せざれば」云々という政府の議員俱楽部系優遇に不満が高まつており、代りに高嶋・権山から取りつけた総選挙での支援の約束も「余り當てにならざる」との観測が拡がつていた。政府に向けての求心力はひどく低下しており「結局分裂して元の如く三派別れべし」という見通しが強まつていたのである。<sup>(40)</sup>

開院が近づくと、公同会の分裂傾向と低迷は一層顯著になり「日下綾井は銃を肩にして郊外に獵遊し、堤・佐々木は自宅に閉籠りて政談を試みず、田村・重野に至りては日々新自由党事務所に会して閒暮に余念なく」という有様であつた。

十一月十八日、公同会は大会議案策定のための会合を開き、左の決議案を可決した。

- 一、現内閣を改造し举国一致の方針を執り戦後経営の完成を期す。

第一項の現内閣の改造とは、次節に詳述する松方首相兼蔵相の藏相専任、西郷海相の首相への横滑りを意味するものと思われる。これは高嶋陸相の提起したもので、公同会が新聞各紙の観測通り高嶋の影響下に在ったことを示すものである。しかし、決議案はその一方で、行財政改革無き増税にも反対している。これは前述したように会内一部勢力の声を反映したもので、同時に予想される総選挙への対応策でもあった。結局、決議案は会内諸勢力の主張を併記した形となり、混迷の收拾には見通しがつかなかつたのである。<sup>(42)</sup> この議案の提出に反対して議員俱楽部の南野道親と新自由党の武者伝二郎は公同会を脱会し、同じころ議員俱楽部の堀昌造も退会している。<sup>(43)</sup> 公同会の分裂はいよいよ現実のものとなつて来た。

この議案は十一月二十日、伊勢勘で開かれた公同会大会に諮られた。このとき「新自由党の石坂、森久保、水嶋等一二三の修正説を提出」したが、結局は「賛成者なくして消滅し、結局大多数を以て原案を可決」している。<sup>(44)</sup> この大会で評議員が全廃され、綾井・重野・佐々木の三名が幹事に選任された。<sup>(45)</sup>

十二月二十三日、開院式を翌日に控え、杉村寛正・水島・武者・森久保ら十名は新自由党を院内会派として再興し、<sup>(46)</sup> 公同会は遂に分裂した。<sup>(47)</sup> これより先の二十一日、彼らは「我党は当初の宣言に由り举国一致の実を挙げ速に戦後の經營を完成すること」を決議していた。このとき田村順之助と重野謙次郎は公同会主流を支持し新自由党の再興に加わつていなかった。<sup>(48)</sup>

公同会に残留した議員俱楽部・国民俱楽部系議員にとつても事態は最悪の結末を迎えるようとしていた。公同会は十二月二十二日、二十日の大会決議に基づいて「西郷を首相に推す事を初めとし其他二三の議決」を行ない、二十三日、綾井武夫と木村誓太郎が代表となつてこの旨を樺山内相に申し入れた。しかし樺山は「好意は謝する所なれど今日となりては改造の必要なし」と拒んでいる。<sup>(49)</sup> 実は松方首相は明治天皇の助言により、高嶋陸相を道連れに内閣総辞職を行なうことを決めていたのである（後述）。

公同会内では政府の背信行為に忿怒が拡がった。進歩・自由・国民の三派は共同で内閣不信任決議案を衆議院に提出したが、公同会もこれに賛成することを決めたのである。「万朝報」十二月二十四日号の「公同会の方針」は「公同会は別項に記する如く大会の決議を齎らし樺山に忠告せしも其拒絕に遇ひたれば、絶望の余り遂に政府に反対し不信認案<sup>(マヤ)</sup>に賛成するに決したり」と報じてある。公同会は木村を不信任案の共同提出者とすることを決めた。

十二月二十五日、衆議院は解散され、院内会派である公同会は解消したが、第十二回帝国議会で公同会が再興することは無かつた。また、公同会は二十六日に最後の懇親会を湖月に開いたが、不信任案への同調に反対した大島信、厚地政敏、新井章吾、南野道親は抗議のため欠席している。<sup>(50)</sup>

こうして政府系会派再編問題は烏有に帰した。もともと、政府とも党派とも距離を置く議会内の超然主義者と称すべき人々を抱え込んでいた上、少なくとも二種類の人的系譜が錯綜しており、目指すべき政治理念も明確でなかつた。

た。政府側の手当も十分でなく、政府側の窓口にも混乱があつた。これでは実業同志倶楽部や無所属議員を糾合したり、政社組織の本格政党に改組することは難しく、ひとたび政府側からの引力が失われたとき公同会は分解せざるを得なかつたのである。公同会は最後には反政府派に回つたわけであり、政府にとつても公同会系議員にとつても、この問題は最悪の結末を迎えたと言えよう。

## 註

- (1) 衆議院・参議院編刊「議会制度百年史 院内会派編 衆議院の部」(平成二年)七五頁。明治二〇年三月二十四日の数字。  
なお、以下書名を「議会制度百年史」と略記。
- (2) 「國權党代議士の書簡」(三〇年一月二九日付品川宛佐々書翰別紙「佐佐友房関係文書」四九三—五七)。
- (3) 「父 樺山資紀」一〇八—一一頁(なお一〇九、一一〇は構成ミスによる欠頁)。
- (4) 「自由党党報」第一一五号二頁。
- (5) 「自由党党報」第一一六号一三頁。
- (6) 「自由党党報」第一一六号二四頁。
- (7) 「自由党党報」第一一二七号二四—一五頁。
- (8) 「自由党党報」第一一二七号号外一頁。
- (9) 「自由党党報」第一一二八号一九頁。
- (10) 「三派合同の真相」。なお新聞記事は漢字平仮名文に改め振仮名を省いた。読点を加除した部分がある。
- (11) 「隈高兩人の議員操縦」(『万朝報』三〇年八月二三日号)。
- (12) 「時代勢力の批判」(政教社 大正三年)一〇〇頁。
- (13) 「三派の大会合」。
- (14) 「三派合同の成行」。

(15) 「藩閥政府と立憲政治」第一章第四節参照。  
(16) 註14参照。

(17) 「三派合同懇親会」（「万朝報」三〇年九月二日号）。  
(18) 「新政党组织の議」（「万朝報」三〇年九月四日号）。

(19) 「直参一派の交渉」。

(20) 「公同会」。

(21) 「公同会総会」。

(22) 「藩閥政府と立憲政治」第一章第四節、第二章第四節、第四章第二節・第四節、第六章第一節参照。

(23) 同書七六頁。

(24) 「公同会の近状」（「万朝報」三〇年一〇月七日号）。

(25) 以上「進歩党党報」第一号三七頁。

(26) 「公同会組織の事情」。

(27) 註25参照。

(28) 「進歩党と公同会との交渉事件」。

(29) 「公同会と進歩党」。

(30) 「進歩党党報」第一三号三七頁。

(31) 「公同会の決議」（「万朝報」三〇年一〇月二九日号）。

(32) 「公同会の昨今」（「万朝報」三〇年一月四日号）。

(33) 「公同会の不平」（「万朝報」三〇年一月七日号）。

(34) 「公同会の前途」（「万朝報」三〇年一月九日号）。

(35) 「藩閥政府と立憲政治」第四章第四節参照。

(36) 「公同会の脅迫」（「万朝報」三〇年一月一四日号）。

(37) 「公同会」（「万朝報」三〇年一月一四日号）。

- (38) 「公同会の分裂」。
- (39) 「公同会臨時総会」（「万朝報」三〇年一二月二日号）。
- (40) 「公同会の前途」（「万朝報」三〇年一二月四日号）。
- (41) 「公同会の近状」（「万朝報」三〇年一二月二日号）。
- (42) 「公同会の大奮発」（「万朝報」三〇年一二月一九日号）。
- (43) 同右並に「政界雑聞」（同号）。
- (44) 「公同会の大会」（「万朝報」三〇年一二月二一日号）。森久保、水島は採決前に退席している（「公同会大会」、「時事新報」三〇年一二月二一日号）。
- (45) 「公同会大会」（「時事新報」三〇年一二月二一日号）。
- (46) 「議会制度百年史」七八頁並に「新自由党の分離」（「万朝報」三〇年一二月二四日号）。
- (47) 「新自由党的運動」（「時事新報」三〇年一二月二三日号）。
- (48) 「田村重野の脱党」（「万朝報」三〇年一二月二四日号）並に「新自由党の分離、重野田村両氏の離党」（「時事新報」同日号）。
- (49) 「松方首相と公同会」（「万朝報」三〇年一二月二四日号）。
- (50) 「公同会の不信任決議案賛成」（「時事新報」三〇年一二月二四日号）。
- (51) 「公同会懇親会」（「万朝報」三〇年一二月二八日号）。

## 第二節 第一次松方内閣の退陣

1

十一月下旬、ドイツの膠州湾占領により国際情勢が緊迫して来たため、松方政権は外交に忙殺され、議会対策は後回しとされがちだった。十一月三十日（火）の定例閣議は「是日内政々署、将来ノ方向談ニ移ルノ時間ナシ。松方ニ之ヲ注意セシモ、近日山田農相帰京ノ後三セン<sup>(1)</sup>」とのことであり、十二月三日（金）の定例閣議も膠州湾対策一色であった。台湾総督や会計検査院長の人事も喫緊の課題であった。

議会対策が動き出したのは十二月七日（火）の定例閣議からである。この日、野村通相は「将来ハ小細工ハ不宜、正、堂、ヲ以テ議会ニ當リ解散、ノ覺悟、肝要ナルベシ」と発言し、松方も「之ヲ贊<sup>(2)</sup>」している。これより先、松方は野村に「又物撰挙ニ際シ金円ヲ投シ買収スルカ如キハ実ニ先年ノ失策ニ懲リタルヲ以テ決テ如彼処行ヲナサシメス、唯、正、堂、タルヲ欲スルノミ」と話していた。<sup>(3)</sup> 松方は特定の政党に対し政府は支援もしなければ敵対もしないという超然主義の原則を徹底する肚を固めていたことが知られる。また、松方の認識では第二回総選挙の干渉では政府が関与したのは買収までであり、実力行使は含まれていなかつたことが確認出来る。<sup>(4)</sup>

これに対し、樺山内相が「議員ニシテ二十人位イニテ多数少數ヲ争フトキハ操縦ノ手段モ肝要ナレトモ、今日ハ其手段ハ無益ナリ」と発言し、野村を支持するが如き姿勢を見せた。意を得た野村は「小手段ヲ為スハ却テ敵ニ材料ヲ与フルモノナリ」と述べ、松方もこれを支持している。<sup>(5)</sup> だが現実には、水面下では高嶋・樺山の周辺では松方退陣に

よる事態の打開が企図されていたのである。

十二月十日（金）、定例閣議が開かれ、野村は「議員増加ノ法律ヲ提出セントスノ案」に言及した。権山内相がこれを支持し「能ク之ヲ取調べサセん」ということになった。衆議院議員定数の増加は政党員に帝国議会議員という榮誉を配給することでもあり、先に自由党との交渉で条件の一つに挙げられたことがある。

十二月十二日、山県邸で午餐会が催され、清浦法相と野村通相は山県の求めに応じて散会後も居残つて深夜まで密談した。曰く、

昨十一日高嶋陸相、山県ト閑話スルニ、松方ヲ辞職セシメ山県ノ總理タランコトヲ以テセシ由。依テ山県ハ松方ノ其器ニアラザルコトヲ高嶋ノ見シハ國ノ為メニ賀スペシトノ言ヲ以テ答へ、及ヒ伊藤ヲ以テ總理タラシムルハ素ヨリ其当ヲ得ルモノナリトノ意ヲ述ヘタル趣ナリ。

山県が首相就任を回避しようとしていたことが知られる。因みに野村は「抑高嶋ノ陋実ニ嘔吐ニモ堪ヘヌコトナリ」と嫌悪を露わにしているが、一方で「去ナカラ彼ハ已ニ権山ト密話シ居ルモ測ラレス、隨ヒテ爾後閣中一波瀾ヲ生スルニ到ルモ知レス」と、これまでの行動パターンから見て高嶋は権山と提携して動いている公算が大きいと観察している。<sup>(6)</sup>

事態が大きく動いたのは十一月十四日（火）の定例閣議のことである。同日の閣議には松方首相、西郷海相が出席せず（班列の黒田枢長も病欠）、首相不在という異例の形で開かれた。開会勢頭、高嶋陸相は松方の意を体するものとして松方の首相辞任・蔵相専任と西郷海相の首相就任を唱えたのである。曰く、

高嶋発言シテ松方ノ意ト称シ演述ス。其要ニ曰ク、議会ノ大勢ハ其通過已ニ目算ナシ、此際松方ヲ大藏大臣ノミニシ西郷ヲ總理トナサハ各政党モ太タ満足スベシ、故ニ此事ヲ松方ニ説キシニ、松方ハ國家ノ為メ甘ンシテ其コトニ同意ス、又西郷モ松方ノ誠意及此際ノ状況ヲ觀テ此難局ニ当ルベシト云ヘリ、因テ松方、西郷ハ態ト出頭セス、諸公ニシテ其事ニ同意ナラハ直チニ松方ハ之ヲ決行スベシト。

しかし、出席の閣僚からはこの計画に対し不審と疑問の声が挙がつた。

因テ余〔野村〕ハ第一松方ノ意ハ何ノ為メニ其職ヲ辞スルヤ分明ノ主意ヲ要ス、若シ其徳望ナキ為メ陛下ノ議会ニテ其多数ヲ得ザル有様ナルニ因ラハ余ハ素ヨリノコトニテ諸公モ亦其責ヲ引カサル可ラス、松方一人其責ヲ引きテ閣僚ハ知テ又兒ナルハ陛下ニ対シ奉リ相濟マス、又松方一箇人ノ為メニモ曖昧ナル進退ハ不可然、故ニ其主意ヲ明ラカニスルヲ要スト演ブ。清浦モ亦之ニ同シ、山田・西・浜尾ハ此際ノ進退ハ不可然ト述ブ。

結局、高嶋の提議に賛同したのは樺山内相一人だけであり、高嶋は「斯ク其議纏マラサレハ其由ヲ松方ニ報告すべシ。自分ハ松方ノ使ヒナレハ諸公ノ議ヲ報告スルノミニテ足レリ」として引き取った。この高嶋の举措を見て野村は「此事真ニ松方ノ意ナラハ直チニ自ラ陛下ニ奏シテ後尚自ラ閣僚ニ言フベキモノナルニ、高嶋ヲシテ先ツ閣僚ノ意ヲ問ハシムルハ実ニ其意ヲ得サルナリ」と、天皇に対し責任を負う首相の進退として手順的に問題が多過ぎ、松方の真意を疑つた。

翌十五日午後、野村は高嶋を往訪し、その後の経過を質した。高嶋は「松方ハスル議ナレハ断然遣リ遂クルコトニ決スベシ、西郷ノ感格ヲ惡シクスルコトナキ様ニ頼ムトノコトニテアリシヲ以テ、西郷ヲ訪ヒ其行形ヲ語リシカ、宏度ノ人ナルヲ以テ困ツタモノナリトテ笑ヒ居レリ。併シ尚ホ西郷・松方ト相談シテ其コトヲ決行スルコトヲ望ムト云ヘリ」とのことであった。高嶋は「其他此際ノ状況及ヒ政黨操縦ノ一二ヲ説キ頗ル余ヲシテ松方・西郷更迭ヲ勧ム」という様子で、西郷首班構想に執着の体であった。

野村はこれに対し「松方ニシテ決意シ陛下ニ奏シ且西郷奮ツテ其局ニ当ルノ決心アラハ固ヨリ之ニ不同意ナルヲ言ハス。但余ハ同シク辞表ヲ上ルベシ。又兄等已ニ内閣ノ中心ニ在ルヲ以テ均シク其責ヲ引カサル可ラス」と、政局運営の行き詰りによる松方首相辞任ならば閣僚は連帶責任をとるべきであるとした。しかし、「高嶋ハ之ニ同セス、平仄合ハヌ言ヲ以テ稍雜談ニ類スルコトニテ相別ル」という結果に終つている。高嶋はあくまで松方の首相退陣、西郷擁立による事態打開を考えていたのである。

こうした高嶋の対応をいぶかしんだ野村は同夜松方を訪ね、昨日来の経緯について問い合わせた。曰く、

昨日高嶋ヲ以テ致サレタル主意果シテ何レニ在ルヤ、又此後ノ決心如何ナルヤ、是レ独リ國家ノ為メノミナラス、

一夕旦閣下ト余トノ間ニ於テモ直チニ之ヲ聞カサルヲ得スト述タリ。然ルニ松方、昨日十時比高嶋來リ突然余ノ更迭ヲ勧ムルカ如キコトヲ諷ス、後任ハ如何ト問ヘハ西郷然ルベシト云ヘリ、故ニ閣僚其意ナラハ速ニ施行スベシト云ハサルヲ得サルニ到レリ、決シテ余ヨリ發セシニアラス、又高嶋ヲ使ビシテ諸公ニ謀リシニアラス、西郷ヘ本日面セシニ高嶋ハ西郷ヘ到リテ後任ノコトヲ説キシトキモ自分ヨリノ使ヒナリト云ヒシ由、実ニ困ルデナイカト云ヘリ。余實ニアキレタリ。

松方の説明によれば、松方の辞意表明・西郷推挙とされるものは高嶋の画策であり、松方の発意・真意ではないとうことになる。しかしながら、斯かる大事を高嶋一人の暴走・独走で演出し得るものなのであろうか。野村は不可解に思つたらしく、松方に高嶋の処分について尋ねた。

因テ松方ヘハ到底高嶋ヲ如何スト尋ヌルニ到ル。松方ハ若シ彼レ去ラントナサハ素ヨリ断然之ヲ去フシムベシ、樺山モ亦然リ、陸相ハ西郷ヲシテ之ヲ兼ネシムルモ足レリト。余ハ其決心ナケレハ到底此難関ヲ通過スルコト難、其決心ヲ承リ誠ニ安心ス、陸相ハ桂ヲ以テスルニ如クハナシト答フ。松方ハ桂ニシテ諾セハ此上モナシト云ヘリ。<sup>(8)</sup>

因みに桂は第二次松方内閣組閣に際して陸相に予定されていたが、高嶋拓殖相が陸相との兼任を希望して割り込んで来たため見送られたという経緯がある。<sup>(9)</sup>

さて、野村はこれまでにも何度か松方の食言・一枚舌に悩まされて來たので、松方の説明を鵜呑みにするほど善人ではなかつたが、最終的には「蓋シ松方ハ余ヲ欺カザルナリ。唯其不決断アルヲ恐ル、ノミ。噫我内政ヲ傷クルト同

時ニ松方ノ愚直者ヲシテ其名譽ヲ害セシムルモノ実ニ権・高ノ二相ナリ。氣ノ毒之至ニ堪ヘス<sup>(10)</sup>と、外からの圧力に弱い松方の政治的人格を危惧するものの、とりあえずは松方が時と人に応じて意図的に対応を変えていたわけではないとの結論を得たのであつた。

## 3

十二月十六日、この日は木曜日だつたが臨時閣議が開かれた（高嶋陸相と班列の黒田枢長は欠席）。清浦法相は閣議前に高嶋を訪ね意向を打診したが、高嶋は「尙ホ其志ヲ遂ント欲シ清浦ヲシテ西郷ヲ説カシムメント欲セシ由」であつたという。野村は「是日松方ヨリ一昨日來ノ事ヲ閣員列席ノ前ニテ話シ出スカ」と期待していたが、實際には「其事ナシ」に終つている。そこで野村は西郷海相を別席に招き、事情を問い合わせた。

松方ノ意ト高嶋ノ出閣演説セシ意ト齟齬スル趣、松方ヨリ聞タルコトヲ話ス。然ルニ西郷ハ高嶋ノ云ヒシ如クニ考ヘ居レリ。蓋シ高嶋ヨリ聞タルニ因レルナルベシ。蓋シ四・五日前ヨリ高嶋ハ西郷ニ説キ及ヒ権山ニモ談シテ此挙ニ及ヒタル趣キニ西郷ハ咄セリ。於是余ハ高嶋ノ意味違ヒカ、松方ノ話シ違ヒカ、イツレニシテモ不審ノコトナリ、且松方ハ高嶋ニ対シ惡感情ヲ有シ居ルハ相違ナシ、右ノ如クスル大事ナル件ヲ斯ク間違ヒノ意味アル様ニテハ吾儕ノ困却スル所也、又松方・高嶋ノ間ニ於テ斯ク惡感情アルモ亦内閣ノ統一ヲ缺クモノナリ、此際ニ当リ彼是ヲ明白ニシ、又調停スルニ実ニ西郷ヨリ外ナシ、宜シク周旋アリタシト申述フ。

これに対し西郷は「頗ル不審ノ顔色」であった。西郷は高嶋の説明を眞実と解し、相応の心証を得ていたに相違無い。西郷の談によれば「高嶋ハ自由党員へ深入シタル趣ニテ松方ノ更迭ナケレハ彼ノ党員へ対シ申訳イタシ難キ場合ニ立チタルモノ、如シ、之ニ大困却ラナン居ルト思フ」とのことであつた。野村は「左モアルベシ。イツレニシテモ鶏鳴狗盜ノ徒ヲ以テ天下ヲ料理セントナセルハ抑何ノ意ソヤ」と慨嘆している。野村は高嶋主導説に傾いているのである。この日、野村は平山翰長を通じ松方に西郷との会談の要旨を伝達している。<sup>(11)</sup>

この間、中国大陸の情勢は日々深刻化の一途を辿り、十一月十七日、ロシアのローゼン公使は日本政府に大連湾旅順港にロシア軍艦を一時碇泊させる旨を通告して來た。<sup>(12)</sup> これはロシアによる軍港化の端緒と考えられたので、松方は黒田、伊藤、山県ら元老の意を諮ることとなり、十八日、松方の依頼を受けた野村は大磯漁港に伊藤を訪問した（因みに伊藤は九月半ばに芝伊皿子町の屋敷を三井に売却し大磯漁港を開き本邸としている）。しかし伊藤は「歐洲各大國ノ意向ヲ詳ラカニセザル」ことを理由に「頗ル門前私ヒノ状」<sup>(13)</sup> であり、野村は「余更ニ内外ニ闇スル政海ノ危急ヲ説キ其意ヲ叩キ稍腹心ヲ吐露スルニ至」<sup>(14)</sup> っている。日記には明記していないが、先日來の閣内の紛糾を明かしたもののようにある。

同夜、日露問題の臨時閣議が開かれ、ロシア軍艦の旅順港への一時的碇泊を容認するとともに、懸案の平和的解決が申し合わされたが、松方政権の進路については議論が及ばなかつた。<sup>(15)</sup>

十二月十九日午前、野村は井上馨を訪ね「将来ニ於ケル余ノ一身ニ閑スル自己ノ意見ヲ話」した。曰く、

即チ余ハ正路ニ立チ閣僚中ノ非行ニ抗シ、而シテ大事件ニ関シ其意見ヲ異ニスルアラハ即チ正々堂々之ヲ言上シ以テ其職ヲ去ルトイヘル從来ノ意ヲ遂行シ、又議会解散ニ到ルトキハ松方ヲ始メ其進退ニ關シテ自ラ其機ヲ生ス

ベキヲ話シ置。<sup>(16)</sup>

野村は高嶋・樺山らの首班すげ替え工作を国家乃至は藩閥に対する裏切り工作と見做し、彼らがなおも執着を示す自由党との連立に対しては職を賭して反対する覚悟を固めていたのである。

## 4

十一月十九日、松方は腫れ物のためかねて自宅静養中の黒田を訪ね、前途について意見を交換した。黒田は十一月初頭に腫れ物を手術したが「拙老も此之内より惡種之腫物特発、殆と困却罷在、此之節柄重鬱恐入ながら公私共御容赦偏に願上候」<sup>(17)</sup>「折角加養罷在候に付、当分之内公私共御容赦之程奉合掌候。施術医皮膚専問家加藤政次郎に朝夕相掛候」という状態にあつた。進歩党との手切れ、自由党との連立組み替え工作に際し活潑に動いた黒田がこの時期鳴りをひそめていたのはこのためである。さて、この日の午後、黒田は松方に次の如く書き送っている。

只今尊來を辱ふし、然は目下尤も重大之件併て頃日來之事情云々謹て敬承。猶又退て熟慮するに去月十月九日付之貴柬延て同月廿日之貴翰を今又反覆拝見仕候に、實に陛下に御直に御言上に成り誠に／＼恐多くも戄慮之被為在次第至極御尤も千万恐懼之至感激之次第に不堪、國家之為め伏して冀くは御異見確乎不拔御断行之程是れ偏に憤禱罷在候。必ず早晚目下之事情相生釀候ん哉と恐くは予期いたし居候。是れ正に即ち懸る出来事斷然御頓着不被為在正々堂々御尽瘁之外万々有御座間敷存上候。<sup>(18)</sup>

この書状に「去月十月九日付之貴柬延て同月廿日之貴翰」とあるが、少なくとも後者は十一月二十日付黒田宛松方書翰のことと思われる（「上」参照）。同書翰には本書状の引用に対応する「御直に言上仕候次第」云々の表現があり、日付は黒田の錯誤であろう。この言上は「上」で述べたように、松方が天皇に第十一議会には超然主義の原理の徹底で臨むとの基本方針を説明し諒解を求めたものである。黒田・松方会談で最大のテーマとなつたのは議会対策であつたと考えられる。十一月十九日付西宛黒田書翰には「只今松方首相閣下から必ず面会を求め来り不得止事、需めに応候處、露公使より政府之電信云々之件承及」と見えるので、対露方針についても話し合われたようだが、黒田と松方の主たる関心は議会対策にあつたのである。さて、それでは黒田と松方は何を話し合つたのであろうか。後述のように松方は翌日の閣議で高嶋の提起した松方辞任問題について説明しており首相を辞める意思の無いことを明言している。閣議前に盟友であり、軍師・後見人とも言うべき黒田の支持を確認したのであろう。松方はこの日黒田に返書し、

今又猶亦御懇篤之御紙面頂戴深奉謝候。實に不肖所信之確定を御促し被下、何共恩縮、時機切迫之事にも有之候故、微力折角尽力之決心に御座候付、宜御洞察可被下候。御配慮願上候事も明らか候事やと不肖之微力を尽候次第に御坐候。此際は決定他に非す、如御示聖意に従ひ死力尽力罷在候付、左様御承知可被下候。<sup>(2)</sup>

と、天皇や黒田の助言に従い、超然主義を貫徹させつつ第十一議会に臨む意向を改めて示した。こうして、この時点では松方周辺は排除型超然主義を貫徹させることで意思を統一させていたのである。

十一月二十日、臨時閣議が開かれた（二十一日＝火曜日の定例閣議は東宮行啓奉送のため休催）。ここで松方は初めて先

頃の進退騒動について閣僚に説明した。「野村日記」同日条に曰く、

是非松方ヨリ過般高嶋ノ発言シテ總理ノ職ヲ去ラントスルノ次第ヲ述ブ。実ニ松方ハ其深意ニアラス、又高嶋ニ依頼セシコトナキヲ明言ス。高嶋モ亦其席ニ在（是日黒田出頭セス。権山ハ早ク去レリ。余ノ閣員ハ皆出頭ス）。同僚一言スルモノナシ。余ハ松方ニ答ヘテ、其演述ヲ聞キ大ニ安心ス、而シテ過日高嶋ヨリ承リタル次第トハ差異アルモ、何ニカノ行キ違ヒニテアリシナラン、只此際内外多難ニ關シテハ特ニ閣僚一致シ一意專心以テ其責二任セサル可ラスト明言ス。松方尙ホ其意ヲ謝シ、不肖ノ身ニテ候ヘ共、實ニ閣僚ノ一致シテ自己ノ意ヲ翼助アラシヲ望ムト云ヘリ。高嶋ハ終始沈黙シテ居レリ。

## 5

十四日の高嶋の発言、即ち松方の蔵相専任と西郷の首相就任が真に高嶋の暴走だったのか若干の疑問は残る。しかし、とにかくこの時点では閣内は超然主義の徹底——この場合は政党の影響力の遮断——の線で一致を見たのである。

第十五回帝国議会を前に、衆議院の主要党派は相次いで党大会を開き、議会に臨む方針を決定した。

進歩党は十二月十八日、党大会において「現内閣は宣言を実行するの誠意なきものとす。依て我党は現内閣の更迭<sup>(22)</sup>を期す」との決議を採択した。執行部提案は「我党は既往の事蹟に徴し、現内閣は其宣言を実行するの誠意なきものと認む、因て自今提携を絶つ」だったので、対決色を一段と鮮明に打ち出したことになる。

また、自由党は十一月十五日に党大会を開き「我党は第十一議会の勢頭に於て現内閣に対し不信任案を提出する事」という政務委員提案を採択している。席上、杉田定一が「責任内閣の実を挙げ憲政の完全を期するは我党の本領なり。故に我党は内閣にして此方針を取るに於ては之と共に国家経済の任に当るべし」と、列強の東亜侵略の中で日本が「東洋の盟主と為り、霸權を握る」ためには「戦後經營の大策を立てる伊板内閣の後を承けつゝある松方内閣と提携する」必要があるとの修正案を提出した。また宮崎宣政らが、現内閣が「共に廟堂に立て至誠相許すの雅量を明示せば我党は断然去就を天下に告白して正々堂々長く此の内閣と死活を共にするものなり」との決議案と「吾党は絶対的大限怕及び進歩党と相容れざるものなるか故に此際二党的の合同を策し若しくは三角同盟の如きものを講ずるものあらば断然我党積年の本領に反するを以て厳正の制裁を加ふべきこと」との決議案を提出している。採決の結果、執行部案（原案）八五対杉田案四〇で原案が採択され、宮崎案の第一決議案は自然消滅した。ついで宮崎案の第二決議案を採決したところ、賛成多数で可決され、進歩党との合同や三角同盟の禁止が党議として採択された。<sup>(23)</sup>この決定は第三次伊藤内閣の組織において伊藤が進歩・自由両党との大連立に失敗する原因の一つとなつた。なお、翌日に続開された党大会で板垣退助は自由党総理に復任している。<sup>(24)</sup>

一方、国民協会は二十日に大会を開き、現内閣は「秕政濫行言ふに忍びざるものあり。是を以て本会は義に丹心を披瀝して其反省を望みたりと雖も閣臣毫も省る所なし。故に本会は憲政の大義に依り閣臣の職責を正し以て政界前途の大疏通を図らんことを期す」との宣言を採択し、具体的行動を代議士会に一任した。<sup>(25)</sup>進歩・自由両党の決議と比べやや玉虫色の觀があるのは会内の政府派・超然主義者に配慮したものと思われるが、協会は間もなく進歩・自由両党と内閣不信任案共同提出に向けて動き出すことになる。

公同会が十二月二十日に大会を開き、政府に内閣改造（西郷の首相擁立）などを申し入れたが、政府に拒まれたため

最終的に野党の立場を選択したことは先に述べた通りである。

(26)

なお、河野広中を事実上の盟首とする東北同盟会（衆議院での議席数は四。明治三十年五月二十日結成）は十一月三十日、幹事・佐藤清の名を以て「自由・進歩の両党に合党一致を勧」める「合党勧告書」を送っている。進歩党は十一月六日に「今回御申込の次第には至極御同感に御座候。而して之れを成就するの順序方法に付ては重ねて貴慮を煩はすの必要有之候間」云々との回答書を常議員会決定し、翌日これを郵送している。<sup>(27)</sup>自由党との連携による倒閣運動を念頭に置く一方、合同については乗り気ではなかつたものと見られる。一方、自由党は「党報」第一四六号に佐藤琢治の論説「東北同盟会の合同交渉書を読む」を載せ、河野の脱党前後の行動を非難して「先づ須らく脱党の軽挙にして、悪声を放ちたるの過を謝し、復党の道を求めざるべからず」として上で、合同問題については「殊に現内閣包囲軍の大勢は歩武一定したるもの、如し、自由・進歩の両党打て一丸と為らざるも、二軍自ら力を一にして進まば、互に平生の希望を貫徹するに何の妨げなきにあらずや」と、倒閣のための提携の必要性は認めつつも、それ以上に進む意思の無いことを明らかにしている。<sup>(28)</sup>また板垣退助は十二月十三日、神田錦輝館の自由党青年大会で「見て居りても自ら倒れる、位な薄弱な政府である、何を苦しんで進歩党と合同するの必要あるか、此の点よりするも合同の非なること判断するに足るのである」と、合同に明確に反対している。十二月十五日の党大会で合同や三角同盟を禁ずる決議が採択されたことは先に見た通りである。進歩党に対する党派的な敵対心もさることながら、松方政権の命數は最早尽き果てたと見て、予想される伊藤政権での唯一与党化を狙つていたものと考えられる。

このように、進歩、自由、国民の三派に加え、公同会も野党の道を選択し、内閣不信任案が上程・採決された場合、賛成票が過半数を大きく超えるのは必至であった。不信任案の可決自体には法的拘束力は無いものの、衆議院における松方政権の立場は一段と悪化の一途を辿つていたのである。

しかしながら第四項に述べたように、松方首相は衆議院における情勢の陥悪化をしり目に解散で対抗する壯を固め、解散後の政治日程の検討に入ろうとしていた。十一月二十二日午後、臨時閣議が開かれ「議会解散手続ノ準備等ヲ議」することとなつたのである。二十日の閣議合意の線で進めば衆議院との全面対決は不可避であつた。

ところがこの日、会議を主宰する松方首相の態度に俄かに動搖が生じた。「野村日記」は「然ルニ松方ハ頗ル躊躇ノ色アリ。蓋シ解散後ノ始末ニ付考フルアルモノ、如シ」と伝える。

松方の急変を怪訝に感じた野村は二十三日、松方を往訪して「今後ノ決心ヲ尋」ねた。これに対して松方は「決スルアリテ解散後ハ其職ヲ辞スルノ意」を述べ、衆議院を解散した後に首相を辞任する意向であることを明かした。これを聞いて野村は、「即高嶋等ト共ニ為サント欲セハ余ハ退クベシ、又余等ト共ニセントセハ高嶋等ヲ退カシムベシ。内閣ノ統一ハ其ニヲ押ハサル可ラス。又松方辞職セハ素ヨリ余ハ同シク其責ヲ陛下ニ塞ク為メ同シク辞職スルノ決意ナリ。尚是時高嶋等モ亦同シク其責ヲ引カサレハ余ハ其罪ヲ敢ヘテ之ニ忠告シ、且其顛末ヲ陛下ニ言上スベシ。是ヲ以テ松方ハ宜シク先ツ其事態ヲ詳カニ陛下ニ言上シテ進退ヲ決シ、然ル後閣僚ニ其決意ヲ示スラ可トス」と松方に助言した。野村は政権維持を図るならば高嶋を排除すべきであり、首相を辞任するならば内閣総辞職に持ち込んで高嶋らも退任させ、次期内閣の障害とならぬようすべきであるとしたのである。因みに帝国憲法には内閣についての規定が無く、従つて内閣総辞職についての規定も無かつた。憲法の付属法ともいふべき内閣官制も同様である。憲法はただ単に國務大臣が天皇を輔弼することを定めているだけであり、原理的には国

務大臣の一人である首相が辞任しても、天皇に罷免されない限り他の閣僚が残留することは可能であった。因みにこの時点では、政権交代と同時に内閣総辞職が行なわれたのは第一次松方内閣退陣のケースだけである。<sup>(32)</sup>

さて、この後、野村は井上馨を訪ね、夕景に再び松方を往訪した。ここで野村は松方に「停会又解散ノ一ツニ関シ、先ツ停会スルヲ可トナスノ意見」を申し入れた。野村は松方の辞意をさほど真剣に受け止めていなかつたようである。これに対して松方は機密に属する天皇の指示を明かし、辞意が固いことを申し述べた。曰く、

此間松方ハ実ニ機密トシテ、陛下ニハ高嶋ヲ去ラシムル様ニ始末ヲ付テ其身モ去レト御内示アリタルコトヲ告ク。此事ハ徳大寺ヲシテ松方ニ御伝ヘアリシトイヘリ。其他高嶋ノ今尚ホ西郷ヲシテ後任タラシメントスル手段ヲ取り居ルヤト感スルアルコトヲ松方余ニ密語ス。兎ニ角松方ハ決意確タルモノアリ。余此際実ニ陛下ノ聖徳ヲ傷ケサルコト、又政府ノ体面ヲ損セサルコト及ヒ松方ノ名譽ヲ保タシムルコトノ三事ニ注意ヲ怠ラスシテ其局ヲ結ハント欲ス。<sup>(33)</sup>

松方によれば、その退陣は明治天皇の要望に基づくものであり、天皇は高嶋陸相を辞任させ、次期政権の憂えを無くした上で松方も辞任せよとの意向だというのである。天皇の意向は今のところ「野村日記」に見えるだけだが、これが正しいとすれば松方政権の度重なる迷走に業を煮やした天皇は自ら收拾に乗り出したということになる。後述の如く、天皇は樺山内相の退陣も求めていたようである。明治天皇が自ら動いて收拾に乗り出すのは藩閥首脳が事態收拾能力を失つたときのみであり、藩閥政府分裂の危機に見舞われたときである。天皇が今回の混乱を如何に深刻に受け止めていたかが窺われよう。なお、天皇は二十一日に松方首相、高嶋陸相とそれ個別に会つており、この内示と<sup>(34)</sup><sup>(35)</sup>

関係があるのかも知れない。

松方が一旦解散による強行突破を決意しながら、俄かに総辞職をも決意した裏にはこうした事情が潜んでいたのである。松方は解散を決行することで議院の決議で内閣は進退しないとの線を守つて超然主義の原則を保ち、且つは次期政権のために時間を稼ぎつつ、天皇の意向を容れて内閣総辞職へと傾いたのである。前途の見通しはほとんど無く、天皇の内示は松方に退路を与えたものとも言える。十二月二十一日、徳大寺実則内大臣兼侍従長は松方と貴族院勅選議員の人選について協議を行なつており、松方と宮中の間では松方退陣はすでに既定の事実となつていた。徳大寺は「陳勅選議員佐藤正之儀に付而は昨日申入候通、閣下より高嶋え御申入に相成度」と書いており、松方退陣は二十一日の時点で固まつっていたこと、これを前提として高嶋にも接触が為されていたことが判る。<sup>(36)</sup>

## 7

第十一回帝国議会は明治三十年十二月二十一日に召集され、二十四日に開院した。開院式当日の各会派の議席数は進歩党八七、自由党八二、公同会三一、国民協会二三、実業同志倶楽部二二、新自由党一〇、同志会八、東北同盟会四、無所属三三といわれる。<sup>(37)</sup> 政府は経常部・臨時部併せて歳入一億一二一一万円、歳出一億一九四三万円の明治三十一年度予算政府要求案を提出し、歳入不足と追加予算の財源の一部を賄つために地租増徴法案と酒税増徴法案を衆議院に提出した。これによる增收は九五〇万円と見込まれた。<sup>(38)</sup>

これに対し進歩・自由・国民などの各派は二十一日の召集日に交渉会を開き、開会劈頭に内閣不信任決議案を可決して明治三十一年一月十一日まで休会とし「其間に於て内閣の反省を求めること」とし

た。それでも松方政権が退かない場合には内閣不信任上奏案を議決し、天皇に内閣總辞職を求める手筈であった。<sup>(39)</sup> 一二一日の各派交渉会で進歩・自由・国民・同志の四派代表による文案起案が行なわれ、実業同志俱楽部や東北同盟会も議案の提出賛成者に加わることとなつた。すでに提出賛成者だけでも過半数を超えて、決議案の可決は確実であつた。翌二十三日には先述の通り、公同会も不信任案への参加を決めた。

十二月二十四日午前、開院式に先立つて議会内大臣室で閣議が催され、「停会又ハ解散ノ議」<sup>(40)</sup> があつたが、衆議院での議事が勅語奉答文の審議だけで終つたので散会した。<sup>(41)</sup>

この日の未明、病中の黒田は松方に書状を送り、不信任案に対しても停会次いで解散で対抗するように助言した。曰く、

延て開会劈頭に第一不信任問題云々、果して然は彼れに先ぜられず眉に髪を入れず<sup>(42)</sup>、幾先に直ちに停会之詔勅煥発こそ至極緊要之事と千思万慮すとも決して他に明策良案万々有御座間敷、乍然自ら御成竹被為在候ん哉と恐察罷在候。

不信任案議決前に停会することを求めているのは、不信任案の議決によつて解散を行なつたり政府の進退が行なわれるのは超然主義の原理に反するとの考え方からであろう。文面から推して黒田は松方の辞意を知らぬもののようにあるが、それは書状後段からも窺える。

就ては曾て索國<sup>マダ</sup>會に於て軍事費拡張云々當時血鉄宰相疾くに疾くに國會之趨勢万々通過ざるを看破され、解散

之詔勅を懷中臨席せられ云々、乍憚百も了承とは看す／＼知りつ、贅言申上候次第くれ／＼も御憐察被下度偏に希望寵在候。終に臨み忠言するに唯恐る、例之老狐猾智には中々以て油断大敵正に造次慎重警戒尤も緊要之事乍婆難默止申上添試み候。

「老狐」云々とは大限を指すものと思われる。黒田は健康が十分に回復しておらず、前引の如く「今暫時之間公私共に御容赦」という状態だったので、総辞職の相談は受けていなかつたのかも知れない。

この日の午後、徳大寺内大臣兼侍従長は宸意を受けて野村を訪ね、「現今ノ内閣ノ事情及将来ニ於ケル内閣ノ始末ハ如何シテ可ナル乎」との御下問を伝えた。野村は近情を説明し、「松方ハ必ラス辞職スペシ。余モモ<sup>(42)</sup>素ヨリ辞職スペシ」と見通しを述べた上で「就而ハ所謂原勲相談ハ誠ニ不適當ナルト存ス。只陛下御親任ノ人ヲ御召ナサレ直チニ内閣組織ヲ御命シ被為在度」と、元勲への諮問を行なわず天皇が自ら後継者を選ぶべきであるとの考え方を明かしている。もつとも野村は徳大寺に対し「井上ヲ總理ニ任セラレ度意ヲ陳ベ」<sup>(43)</sup>ている。これは野村が「伊藤・山県ハ已ニ首相ノ位置ヲ曾テ践ム。且ツ多少党派ノ関係ヲ有シ、又外交・経済各其得失ヲ免可ラズ。独リ井上伯ハ此際ニ適ス」と考えていたからである。

また、野村は「高嶋・樺山ヲ辭職セシメテ後松方辭職スルノ運ヒニ致スベシ」との天皇の内意について「今日松方ヲシテ高・樺両人ヲ退職セシムルノ辭柄ヲ得ス、依之松方辭職申出候ハ、同時ニ閣員工毛辞表可然段御内含ノ御沙汰ヲ松方工被下候ヨリ外手段ナシ」<sup>(45)</sup>と天皇の力添えを求めていた。天皇が高嶋だけでなく樺山の退閣も求めていたことが知られる。

この日の夜、首相官舎で臨時閣議が開かれた。当初の予定では「明日總理ガ議会ニ對シ演説スルノ議」が話し合わ

れるはすだつたので、劈頭の解散乃至停会は予定されていなかつたことになる。すると西郷海相が「先ツ總理進退ノ意旨ヲ明ラカニ閣員ニ示シ、以テ其演説ノ次第ヲ議スベシ」と提議し、議論が始まつた。

於是高嶋大イニ奮激ノ色ヲ顯ハシ（高嶋ハ松方ヲ罵罵シ極ム）好便説クモノアリ。次ニ松方諄々之ニ對ヘタシ。<sup>(リ)</sup> 其意ハ要スルニ過ル十四日ノコトニ過キス。素ヨリ双方言ツタ言ハヌノ喧嘩也。是夕ノ議ハ要スルニ西郷ハ議会ヲ解散スル以上ハ再撰挙迄松方ガ其職ヲ勉メネバ陛下ニ對シ奉リ済ヌ事也ト云フ。余ハ議会ノ意思ニ因リ内閣大臣ガ進退スルノ悪弊ヲ始ムルハ國家ノ大害也ト云フ意ノ衝突ニ過キス。

前半は松方・高嶋の「食言」論争、後半は衆議院の解散と内閣総辞職を相次いで行なうことが超然主義に鑑みて妥当か否かの西郷・野村論争だつたことが知られる。野村の底意は日記文面からは今一つ判然としないが、天皇の内示を受けた以上松方の辞任は避けられず、不信任案に対しては解散で応えることでこれを退け、然る後に総辞職するなら議会によつて内閣が進退したことにはならないとするものようである。

閣議終了後、居残つた野村は「明日松方辭職決心ノコトヲ聞」いた。野村は松方の同意を得て深更を冒して西郷を訪ねてゐる。西郷は「解散・停会両様ノ間ニ於テ内閣總理ガ進退スルコトニ付意見ヲ述」べた。西郷の意見は「一ト通り歐洲ノ例ヲ見ル者」で、野村は「議会ノ意見ニ左右セラレテ内閣大臣ガ進退スルノ惡例ヲ殘スコトヲ忌ム」ものであつた。結局、決着がつかぬまま<sup>(46)</sup>二十五日前四時に野村は辞去した。

十二月二十五日午後一時、衆議院本会議が開かれ、同志会の鈴木重遠は四派共同提出の「本院ハ現内閣ヲ信任セス。依テ茲ニ之ヲ決議ス」との内閣不信任決議案を緊急動議として提出した。長谷場純孝、重野謙次郎らが他の緊急動議を出して、日程変更を阻止しようとしたが鳩山和夫議長は取り上げず、内閣不信任決議案が議題として採択された。

しかしその刹那、林田亀太郎衆議院書記官長が鳩山議長に解散の詔勅を伝達し、衆議院は解散された。<sup>(47)</sup> この直後、松

方首相は参内して天皇に辞表を提出し、他の閣僚も同様に辞表を提出している。

松方内閣の総辞職に伴い、焦点は次期首班の銓衡へと移った。二十五日午後、天皇は徳大寺を黒田方に派し善後策を諮っている。黒田は病氣を理由に三四日の猶予を求めたが、天皇は頻りに督促し、黒田に二十七日に奉答することを約束させている。<sup>(48)</sup>

二十七日午前、黒田清隆は参内して後援首班について「伊藤侯・山県侯之内唯一思召次第」と上答した。黒田は前日来訪した松方との問題を協議している。<sup>(49)</sup>

これより先の二十六日、野村は「土方ハ伊藤ヲ第一後任者トス。又山県ヨリモ田中顯介ヲ以テ伊藤ヲ推薦」と、新旧宮相周辺で伊藤推舉の動きがあるとの情報を得ていた。野村は先述の如く井上馨を推しており、これを土方に諮詢したが、「土方ハ同意ノ兒サヘセス。蓋シ土方ト井上ノ間ハ左モアルベシ。土方モ老耄ナル哉」という有様で扱々しい反応は無かった。なお、野村は二十七日、自ら参内して正式に辞表を提出するとともに、組閣以来の閣内の内情について克明に言上している。<sup>(50)</sup> 同じころ、都筑馨六が山県を擁立し、山県首相一井上外相の線で活動しているという噂も流

れていた。<sup>(53)</sup>

十一月二十八日、侍従職幹事岩倉具定は宸意に基づいて黒田を訪ね、天皇が次期首班に伊藤を選んだことを告げ、<sup>(54)</sup>

黒田に伊藤説得を命じた。黒田は早速、大磯に伊藤を往訪している。<sup>(55)</sup>  
十二月二十九日、伊藤は徳大寺に対し、「黒田議長ヲ以御示シノ勅命ニ依リ本日午前ノ汽車ニテ出京、帝国ホテルニ在リテ命ヲ待ツ」旨を通電した。岩倉が帝国ホテルに伊藤を訪ね、午後三時に参内するよう伝達した。天皇は参内した伊藤に組閣を命じ、伊藤は「重任ヲ蒙リ疾クニ御請申難シ。目的法方ヲ講究セン。一両日御猶予ヲ願フ」と退出した。

十一月三十一日、伊藤は参内して組閣の途中経過を天皇に報告した。曰く、

陸相ハ桂中将、海相山本少将當人辞ス。西郷留任ヲ乞フ。交渉中大蔵渡辺、芳川ヲ以勧告中。司法板垣固辞ス。  
農商務大隈固辞ス。文部末松、通信伊東、内務芳川、外務西歟西園寺歟未定。台湾總督兒玉少将歟。宮内井上馨。  
これに対し天皇は「參謀本部ト宮内省ハ後ニスヘク勅諭」<sup>(56)</sup>している。統帥部と宮中の人事を政府の人事と峻別することを求めたものであろう。

さて、右に見たように、伊藤は進歩党の事実上の党首大隈重信と、自由党総理板垣退助を閣僚に加え、二大政党との大連立——事実上の全党参加型超然主義——を実現しようとしていた。実際には大隈・板垣とも内相の座を求めて譲らず、伊藤政権は大連立を断念して伊藤系官僚を基礎として、一見、排除型超然主義の内閣を組織することになる。実際には伊東巳代治を窓口に、自由党との連立交渉が続けられてゆくのだが、第二次伊藤内閣をめぐる諸問題は組閣

を含めて別の機会に譲る。

註

- (1) 「野村靖日記」三〇年一月三〇日条。  
(2) 「野村靖日記」三〇年二月七日条。  
(3) 「野村靖日記」三〇年一月二二日条。  
(4) 「藩閥政府と立憲政治」第三章第五節参照。  
(5) 註2参照。  
(6) 「野村靖日記」三〇年一二月一二日条。  
(7) 「野村靖日記」三〇年一二月一四日条。  
(8) 「野村靖日記」三〇年一二月一五日条。  
(9) 字野俊一校訂「桂太郎公伝」(平成五年、平凡社)一六一一六八頁。  
(10) 註8参照。  
(11) 「野村靖日記」三〇年一二月一六日条。  
(12) 拙稿「黒田清隆の対外認識——西外相期を中心にして」参照。  
(13) 「伊藤侯伊皿子邸を売る」(『万朝報』三〇年九月二一日号)。  
(14) 「野村靖日記」三〇年一二月一八日条。  
(15) 同右。  
(16) 「野村靖日記」三〇年一二月一九日条。  
(17) 三〇年一二月一九日付西宛黒田書翰(「西徳二郎文書」二二一)。  
(18) 三〇年一二月一九日付松方宛黒田書翰(「松方正義文書」九四一九四(三八四~三八五頁))。  
(19) 同右。

註17参照。

- (20) 「黒田清隆関係文書」六三一三一。
- (21) 「進歩党党報」第一六号二三頁及第一七号三一頁。
- (22) 「自由党々報」第一四七号一二一五頁。
- (23) 「自由党々報」第一四七号一二六頁。
- (24) 「議会制度百年史」七六頁。
- (25) 「国民協会大会」(「時事新報」三〇年一二月二二日号)。
- (26) 「議会制度百年史」七六頁。
- (27) 「進歩党党報」第一六号二四一五頁。
- (28) 「自由党々報」第一四六号一二四頁。
- (29) 「自由党々報」第一四七号三九頁。
- (30) 「野村靖日記」三〇年一二月一〇日条。
- (31) 「野村靖日記」三〇年一二月二一日条。
- (32) 黒田内閣退陣の際、全閣僚が辞表を提出したが、受理されたのは黒田だけだった。第二次伊藤内閣退陣は寒態的には最後は総辞職となつたが、伊藤首相だけが十八日間も先行辞職している。
- (33) 註31参照。
- (34) 拙稿「明治天皇と立憲政治」(福地惇・佐々木隆編「近代日本の政治家群像」(吉川弘文館、平成五年)所収)。
- (35) 「明治天皇紀 第九」三五六頁。
- (36) 明治三〇年一二月二三日付松方宛徳大寺書翰(「松方正義文書」一七七一一六)。大久保達正監修「松方正義関係文書八」(大東文化大学東洋研究所、昭和六二年)五〇〇一五〇一頁。
- (37) 「議会制度百年史」七八一七九頁。
- (38) 工藤武重「帝國議会史綱」(有斐閣、明治四一年)四七一四七三頁。
- (39) 「決議案提出の期(民主党の歩調一致)」(「万朝報」三〇年一二月二二日号)。
- (40) 「各派の交渉成る」(「万朝報」三〇年一二月二二日号)及「不信任決議案の交渉会」(「時事新報」三〇年一二月二二日号)。

- (41) 「野村靖日記」三〇年一二月一四日条。
- (42) 「松方正義文書」九四一七八五（四三九～四四〇頁）。
- (43) 註41参照。
- (44) 「野村靖日記」三〇年一二月二五日条。
- (45) 註41参照。
- (46) 同右。
- (47) 「自由党々報」第一四八号三五頁。
- (48) 「明治天皇紀 第九」三六〇頁。
- (49) 同三五六一頁。
- (50) 「松方正義文書」九四一五〇（三五六六頁）。
- (51) 「野村靖日記」三〇年一二月二六日条。
- (52) 「野村靖日記」三〇年一二月二七日条。
- (53) 三〇年一二月二八日付伊藤宛伊東書翰第二二信（「伊藤博文関係文書一」三八〇頁）。
- (54) 「明治天皇紀 第九」三六三～三六四頁並に「徳大寺実則日記」三〇年一二月一八日条。
- (55) 「徳大寺実則日記」三〇年一二月一九日条。
- (56) 「徳大寺実則日記」三〇年一二月三一日条。

## 結　　言

第二次松方内閣の危機は直接には与党進歩党の離反から始まった。進歩党にとっては主導権掌握の糸口と考えられた伊藤入閣／政権譲り問題が難航する中、進歩党は松方政権に宣言の完全な履行、即ち松方政権発足時に結ばれた「政綱」の進歩党にとっての十全な実施を迫り、遂に松方政権との提携は断絶した。このときクローズ・アップされたの

が、第十一議会に松方政権が提出するとされた増税法案の可否だったが、進歩党は終始「行財政改革無き増税」には反対するものの、増税そのものの当否については明言せず、松方政権への非難は専ら政綱に含まれる行財政整理への怠慢への攻撃という形をとった。進歩党としては一旦は政権を離脱しても、近い将来に政権を掌握乃至政権に参加することが可能と考え、その場合のフリーハンドを保持しようとしたものと思われる。

与党進歩党を失つた松方政権は、高嶋陸相・樺山内相（とりわけ高嶋）の主導の下、自由党との連立組み替えに動いた。彼らは自由党・国民協会・公同会系三会派の三者を与党として衆議院の多数を得ようとしたものと見られる。

松方は大隈外相兼農商相の退陣に伴う内閣改造で品川弥二郎を農商相に起用しようとしたが峻拒され、国民協会の与党化は失敗した。当時、協会内では長州閥・薩摩閥・国民協会の三角同盟論が強く、松方との連立には懐疑的であり、松方に好意的といわれる佐々友房は洋行中であった。

一方、自由党との連立は新任の西外相を退任せし星亨を外相に起用する線で実現するかに見えたが、黒田清隆の怒りを買って失敗に帰した。黒田に対し伊藤博文が助言を加えていた形跡が認められるが、伊藤は松方政権が自由党との連立に成功して延命することを歓迎していないかったふしがある。この後、松方は自由党との交渉のハードルを俄かに高め、提携については自由党の党議決定を求めるようになつた。この党議決定は結局は評議員会で否決され、提携交渉は一旦は失敗している。この間、伊東が自由党土佐派に手入れした痕跡が多く残つており、伊東自身も後年「余か手兵を以て竟に松隈内閣を粉砕することを得たるは今より追想するも余が政治上の歴史に於て一大快事とする所なり」と書いている。

この後、松方首相は如何なる党派をも与党とも野党ともしないという超然主義の原点に立ち帰る決意を固めたが、確たる前途の見通しがあつたわけではないらしい。

一方、高嶋・権山は議員俱楽部・新自由党・国民俱楽部の親政府系三会派に実業同志俱楽部や無所属議員を糾合して一大会派を結成し、さらに自由党との連立を再興することで次期議会を乗り切ろうとしていた。三会派の統合は院内統一公同会の成立という形で実現したが、公同会内には議会内の超然主義の立場から公然たる与党化に難色を示す者もあり、本格政党を目指しての政社化は困難だった。三会派の上に院内統一会派として公同会を組織するのが精一杯であり、三派の解消は望めなかつた。しかも公同会に対する政治的代償が十分でないことから会内には政府への不満が鬱積し、遂には離反してしまうのである。

自由党との連立は松方首相兼藏相の藏相専任、西郷海相の首相就任を条件に水面下で高嶋らの手によつて進められた。この交渉は十二月十四日、松方首相欠席という異例の閣議に諸られたが、異議続出で失敗している。この件について松方は高嶋に依頼した覚えは無いとして後には口論まで起しているが、本当に高嶋が暴走したものか、或は錯誤だつたのかは判然としない。松方と高嶋らの間で暗々裡の黙諾があり、形勢非と見て松方が逃げを打つた可能性も捨て切れない。因みに高嶋は自由党との交渉において「首相更迭ヲ遣ルヲ約シ、此事違ハヽ生マ首ヲ遣ル迄申セシ由」である。西郷海相の行動にも不審な点が多く、高嶋らの所為に諒解を与えていたふしが認められる。星入閣問題を含む第一次の対自由党工作、首相交代を含む第二次工作はいづれも松方の手かり知らぬところでの高嶋の暴走という形で処理されているが、果して真にこの通りなのかなお後考に俟ちたい。

結局、混迷する松方政権に終止符を打つたのは明治天皇であつた。天皇は第一次松方政権末期の権山・高嶋の所業に不快感を懷いており、今回松方に自らの退陣とともに高嶋・権山も退閣を実現するよう内命したのもこれと関係あるものと考えられる。天皇が首相に退任を求めたのは全く異例だが、當時東亜の天地はロシア・ドイツの清国侵略で緊迫化しており、弱体政権の松方内閣がこれ以上迷走を続けるのは耐え難かつたのであろう。次期首班の伊藤が組

閣に際して元勲列座の御前会議を召集し、対外基本方針を策定したのも、斯かる宸念を配慮してのものであろう。天皇の行動の背後に有力者や側近の助言を想定することも可能だが、天皇の行動がすべて誰かの影響と考えるのは、天皇の行動がすべて自発的行動と考えるのと同じくらいに不合理であり、且つ実証的でない。

第二次松方内閣の後半期の政治過程を通じて改めて明らかとなつたことは、既存の政党との連立の困難さ（特に政府の主導権の維持の難しさ）と、外在する政府系会派の育成の至難さであった。これらは初期議会以来、政治の表裏で何度も試みられて来たが、今まで新たにその困難性を示すデータが蓄積されたのであった。<sup>(4)</sup>超然主義実現のための選択肢には全党排除、全党参加、政府系会派育成、良民政党、部分連合など幾つかの方途があつたが、その選択肢は次第に限られたものとなりつつあつたのである。

## 註

- (1) 「翠羽荘日記」三四四年四月三〇日条（憲政資料室所蔵「憲政史編纂会収集文書」六一七一一）。
- (2) 「野村靖日記」三〇年一二月二七日条。
- (3) 「藩閥政府と立憲政治」二八一頁。
- (4) 「藩閥政府と立憲政治」第一章第一節参照。部分連合は日清戦争後に加わった選択肢だが、第六議会前にも検討されてい  
る（同書三六九～三七〇頁）。